

## 令和5年度 債管第1号 国道279号外道路維持管理工事説明書

下北地域県民局発注の令和5年度「債管第1号 国道279号外道路維持管理工事」に係るプロポーザル招請公告に基づくプロポーザル等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年2月6日（火）
- 2 執行者 青森県下北地域県民局地域整備部長 田中 秀樹
- 3 担当部局 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号  
青森県下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課  
TEL：0175-22-8581（内線261）  
FAX：0175-22-9540

#### 4 工事等の概要

##### （1）工事等の目的

本工事は、下北地域県民局が所管する国道279号外の道路維持管理について、年間を通じて各種維持管理工事等を包括的に地域に精通した地域道路維持型共同企業体が施工することにより効率的、効果的な道路の維持管理を図ることを目的とする。

##### （2）工事等の名称

令和5年度 債管第1号 国道279号外道路維持管理工事

##### （3）工事等の内容

「債管第1号 国道279号外道路維持管理工事（以下「本工事」という。）」は、下北地域県民局管内（国道279号外）の次に掲げる道路の維持管理工事等とする。

- ① 道路維持補修工
- ② 舗装維持補修工
- ③ 道路清掃（側溝含む）工
- ④ 除草工
- ⑤ 防雪柵管理工
- ⑥ 防雪施設管理工

##### （4）契約期間

契約書取り交わしの日から令和7年3月25日までとする。

##### （5）工事量の目安となる金額

本工事の参考規模は、1億9,900万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

## 5 参加資格等

地域道路維持型共同企業体による提案書を提出する際の参加資格者の要件は、構成員全てが以下の各号を満たすこととする。

- (1) 分担施工方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 各構成員が、下北地域県民局管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第6条第1項の規定により土木一式工事の等級の決定を受けている者であること。
- (7) 各構成員が、過去5年間に国又は地方公共団体から、次に示すいずれかの受注実績が県内においてあること。  
管理工事等：巡回、清掃、除草、補修修繕、施設管理等
- (8) 各構成員が分担する工事等を施工する期間、監理（主任）技術者を配置できること。
- (9) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 各構成員が、当該簡易公募型プロポーザルに係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (12) 分担工事等がない者を構成員としていないこと。
- (13) 代表者が、構成員の中で施工能力が大きい者であること。
- (14) 構成員の数は、2者から10者程度であること。
- (15) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (16) 各構成員が、本工事等に関する技術力（安全性や品質確保）や工事等の改善のために行うモニター調査に協力できること。
- (17) 各構成員が、簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (18) 各構成員が、簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

6 参加表明書及び提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望し、自主的に地域道路維持型共同企業体を結成した者は、以下により参加表明書及び提案書を提出できる。

(1) 提出期間

令和6年2月6日（火）から令和6年2月15日（木）11時 まで  
 （上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時15分から17時まで）

(2) 提出先

〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号  
 青森県下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課  
 TEL：0175-22-8581（内線261）  
 FAX：0175-22-9540

(3) 提出方法

参加表明書及び提案書各1部を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）にて提出。

各々の書類をマイクロソフトワードで作成し、電子媒体（CD-ROM）に記録したものを添付する。

(4) 参加表明書及び提案書の内容に関する留意事項

① 参加表明書

様式は別添様式1から様式2-3までとする。

※地域道路維持型共同企業体協定書を添付すること。

② 提案書

様式は別添様式3から様式6-2までとする。

工事・業務実績 (様式2-1)	・様式2-1は、資格要件の確認のため必須。
配置予定技術者の経歴 (様式2-2 ~2-3)	・様式2-3は、資格要件の確認のため必須。 ・様式2-2は、工事等全体を総括する監理（主任）技術者が配置できる場合に記載すること。 ・分担する工事等を施工する期間、配置する主任技術者及び現場代理人についての配置計画と直近3年以内の工事等の経歴を評価する。 ・記載した技術者の保有する資格について合格証明書等の写しを添付すること。
実施方針等の提案 (様式4-1 ~4-3)	・多岐にわたる維持管理工事等について年間を通じた計画的な実施方針、組織体系、実施工程が示されていること。 ・平常時、緊急時、災害時の管理体制、指揮・連絡体系が明確に示されていること。

地域特性の理解度 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事等の対象となる管内道路施設の維持管理について具体的に記載する。</li> <li>・ 地域に精通し、地域の道路維持管理を担う企業体であることを説得力を持って説明すること。</li> <li>・ 必要に応じて写真等を添付すること。</li> </ul> <p>① 道路維持管理における地域特性について</p>
特定テーマに対する提案 (様式6-1～6-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる特定テーマに対する取組方法や考え方を具体的に記載すること。</li> <li>・ 平常時の維持管理体制、緊急時や災害時における構成員間の支援体制、連絡体制に関する提案。</li> </ul> <p>① 道路利用者に対する安全確保と施工上の留意すべき点及び危険箇所等の把握について</p> <p>② 異常気象時及び落石や土砂崩れなど災害対応の体制について</p>

③ 参考見積り（本工事費内訳書）の添付（様式自由）

工事等に係る参考見積り（本工事費内訳書）を提出すること。なお、参考見積り（本工事費内訳書）は、積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いる。

④ 作成に用いる言語等

文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

⑤ 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 7 提案書の特定

### (1) 評価基準

提案書の特定をする際の評価ウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		判断基準	評価のウェイト
配置予定技術者	監理（主任）技術者（様式2-2）	工事等の全体を総括する専任の監理（主任）技術者が配置できる場合、有する技術者資格及びその専門分野	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士（1名以上） ① 1級建設機械施工技士（1名以上） ② 2級土木施工管理技士（1名以上） ② 2級建設機械施工技士（1名以上） ※上記以外は評価しない。	5
		道路維持管理に関する技能力	管理工事等の実績がある。（1名以上）	5
	工事等担当主任技術者及び現場代理人	技術者が有する技術者資格及びその専門分野	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士 ① 1級建設機械施工技士 ② 2級土木施工管理技士 ② 2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。	5

	(様式 2-3)	直近3年間の管理工事等の実績内容	以下の順位で評価する。 ①直近3年中2年以上の実績がある。 ②直近3年中1年の実績がある。 ※上記以外は評価しない。	5
実施方針等の提案 (様式4-1~3)	的確性	提案内容の的確性	提案内容が本工事等の実施に当たり、平常時と緊急時における的確な(指揮系統の明確化等)組織体系の提案となっていると認められる場合に優位に評価する。	20
	現実性	説得力	提案内容が地域維持型JVとして現実性のある組織体系となっているなど、説得力があると認められる場合に優位に評価する。	20
地域特性の理解度 (様式5)	道路維持管理における地域特性について		対象となる管内の道路施設について地域特性に応じた維持管理が提案されている場合に優位に評価する。	30
特定テーマ① (様式6-1)	道路利用者に対する安全確保と施工上の留意すべき点及び危険箇所等の把握		提案内容が本工事等の内容と下北地域県民局管内の地域特性を把握し、道路利用者の安全確保と施工上の留意点及び危険箇所等について、裏付けとなる資料が明示されている場合に優位に評価する。	20
特定テーマ② (様式6-2)	異常気象時及び落石や土砂崩れなど災害対応の体制		提案内容が本工事等の内容と下北地域県民局管内の地域特性を把握し、異常気象時及び落石や土砂崩れなど災害対応の体制について、裏付けとなる資料が明示されている場合に優位に評価する。	20
参考見積	コストの妥当性		提示した工事規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

計130点

(2) 非特定理由に関する事項

- ① 提案書を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)をもって、令和6年2月22日(木)に下北地域県民局地域整備部長から通知する。
- ② ①の通知を受けた者は、非特定通知の日の翌日から7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、下北地域県民局地域整備部に対して非特定理由について書面(様式自由)により説明を求められることができる。
- ③ 説明を求められたときは、令和6年3月7日(木)までに書面により回答する。
- ④ ②の書面の提出先は、次のとおりとする。  
6(2)に同じ。

(3) 特定・契約手続

提出された提案書に基づき、令和6年2月22日(木)までに契約予定者を特定通知をもって

特定し、予定価格の範囲内で下北地域県民局長と契約する。

(4) 契約条件等

県関係規程等による。

8 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書は、当工事における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては無効とする場合がある。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して青森県建設業者等指名停止要領（平成3年2月22日付け青監第1134号）に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提案書は、その特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提案書の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、工事等の具体的な実施方法について提案を求めることがある。なお、一般共通事項については「共通仕様書（青森県県土整備部）」のとおりとする。
- (7) 道路維持管理工事説明書の質問受付及び回答  
質問は文書（書式自由、A4版）により行うものとし、持参又は郵送で受け付ける。回答は受理日の翌日から3日間（休日含まず）以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記の通り閲覧に供する。

① 道路維持管理工事説明書の質問期間

令和6年2月6日（火）から令和6年2月22日（木）まで

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時15分から17時まで）

② 質問先及び閲覧場所

1) 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号

青森県下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課

TEL：0175-22-8581（内線261）

下北地域県民局地域整備部ホームページ（下記アドレス）で閲覧に供する。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sh-seibi/r5kanri-jv.html>

③ 閲覧期間

回答の翌日から令和6年3月7日（木）まで

④ その他

文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

参加表明書

令和 年 月 日

青森県下北地域県民局地域整備部長 殿

住 所 : 共同企業体の所在地  
電話番号 : 共同企業体事務所の電話番号  
F A X 番号 : 共同企業体事務所の F A X 番号  
会社名 : △△・〇〇地域道路維持型建設共同企業体  
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 印

下記工事の提案書に基づく特定の参加について関心がありますので、資料を提出します。  
なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和 6 年 2 月 6 日 (火)
- 2 工事名 令和 5 年度 債管第 1 号 国道 2 7 9 号外道路維持管理工事

担当部課  
担当者名  
電話番号

道路維持管理工事等実績調書（JV代表者・JV構成員）

		JV名	代表者・構成員会社名
項 目			
工 事 名 等	工事等の番号		
	工事等の名称		
	発注機関		
	工事等の場所		
	契約金額		
	工事等の期間		
	受注形態等		
工事等の内容			
備 考			

添付書類 契約書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

過去5年間に管理工事・業務の代表的な請負・受託実績を記載。

構成員すべてについて提出。



様式 2 - 2

・ 監理（主任）技術者の経歴

① <small>ふりがな</small> 氏名	② 年月日	
③所属・役職		
④保有資格 1 級土木施工管理技士 交付年月日： 1 級建設機械施工技士 交付年月日： 2 級土木施工管理技士 交付年月日： 2 級建設機械施工技士 交付年月日： その他 認定等年月日： 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。		
⑤管理工事等経歴		
工事・業務名	発注機関	契約期間
-----	-----	-----
-----	-----	-----
⑦その他の経歴（工事表彰、その他）		

※全体を総括する監理（主任）技術者を記載。

なお、分担する工事等の主任技術者及び現場代理人を兼ねることができる。

兼務する場合は、評価の対象とならない。

工事等の経歴で記載した工事等の契約内容がわかる資料（契約書の写し）を添付すること。

● 分担する工事等の主任技術者及び現場代理人の配置計画書

No.	区分		ふりがな 氏 名	担当工事等の名称  構成員名	年齢	保 有 資 格			管理工事等の経歴（直近の2件まで記入）		
						資格名	登録番号	取得年月日	工事等の名称 （発注機関名）	契約期間 （契約金額）	工事等の内容
1	主任技術者	現場代理人			歳			S 年 月 日			
								H			
2	主任技術者	現場代理人			歳			S 年 月 日			
								H			
3	主任技術者	現場代理人			歳			S 年 月 日			
								H			
4	主任技術者	現場代理人			歳			S 年 月 日			
								H			

※注意事項 ①契約内容及び工事等の内容がわかる資料（契約書の写し）を添付すること。

②対象となる保有資格：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士。

③区分欄は分担工事等の主任技術者、現場代理人のどちらかに○を付けること（兼務の場合は両方○をつけること。）。

④直近3年までの工事等の経歴を評価対象としている。

様式 3

提 案 書

令和 年 月 日

青森県下北地域県民局地域整備部長 殿

住 所 : 共同企業体の所在地  
電話番号 : 共同企業体事務所の電話番号  
F A X 番号 : 共同企業体事務所の F A X 番号  
会社名 : △△・〇〇地域道路維持型建設共同企業体  
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 印

下記工事について、提案書を提出します。

記

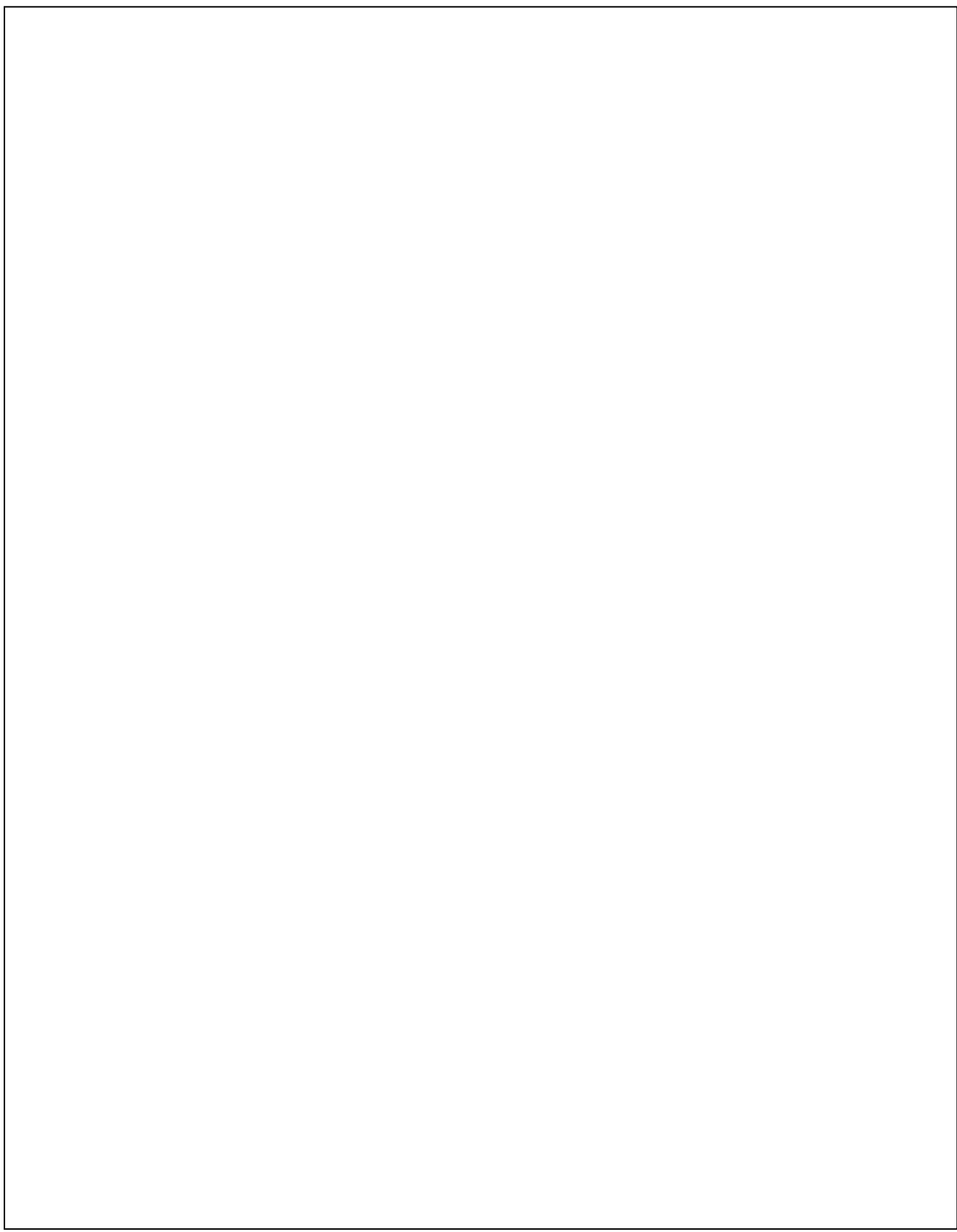
- 1 工事名 令和5年度 債管第1号 国道279号外道路維持管理工事

担当部課  
担当者名  
電話番号



様式 4 - 2

・組織体系図





様式 5

・ 地域特性の理解度に関する調書

① 道路維持管理における地域特性について

様式 6 - 1

・ 特定テーマに対する提案

特定テーマ①：道路利用者に対する安全確保と施工上の留意すべき点及び危険箇所等の把握について



様式 6 - 2

・ 特定テーマに対する提案

特定テーマ②：異常気象時及び落石や土砂崩れなど災害対応の体制について